

療育手帳に関する Q & A

Q 障害程度は、どのように判定していますか。

A 知的能力に加え、生活能力・重複障害の程度等をもとに判定を行っています。そのため、ご本人に知能検査を実施し、保護者等からご本人の生活状況をお聴きします。

Q 判定のための面接には、どのくらいの時間がかかりますか。

A 知的機能について判断するため、ご本人に知能検査を行い、保護者等から生活状況をお聴きします。面接時間は、1時間から1時間30分ぐらいが目安となります。

Q 療育手帳の交付を受けるのに年齢的な制限はありますか。

A 療育手帳を交付できるのは原則3歳以降ですが、先天的疾患等で早くから障害発生が予測され、かつ、障害福祉サービスの利用等に療育手帳交付が必要と認められる場合は、状況に応じ療育手帳を交付できる場合があります。ただし、その場合でも判定は 1 歳以降になります。詳しくは障害福祉相談

所までご相談ください。

なお、18歳以降に療育手帳を申請される場合は、18歳になる前から知的な障害があつたことの確認が必要となります。確認できない時は、手帳が交付されませんのでご注意ください。

Q 療育手帳の交付及び判定を受けるために、費用がかかりますか。

A 療育手帳の交付手数料は要りません。ただし、写真の撮影、申請・判定等のための交通費等は、自己負担となります。

Q 障害福祉相談所まで行くのが大変なのですが。

A 遠隔地に住んでいたり施設に入所している等により、障害福祉相談所に来所が困難な方については、県保健福祉事務所・施設等において、療育手帳の判定を行うことが可能です。詳しくは、障害福祉相談所にご相談下さい。

Q 知的障害があると療育手帳を持たなくてはいけませんか。

A 療育手帳は申請に基づいて交付されます。知的障害があ

る方は必ず療育手帳を持たなければならないということはありませんが、療育手帳を持つことにより福祉サービスを受けや すぐなる等のメリットがあります。 Q 療育手帳を持っていれば、障害基礎年金・特別児童扶養手 当の受給資格があるのですか。 A 障害基礎年金や特別児童扶養手当の申請をされる際に、 療育手帳を所持していることは必須の条件ではありません。また、療育手帳を所持していることだけでは受給対象とはなりません。障害基礎年金・特別児童扶養手当の申請には所定の様式による医師の作成した診断書の提出が必要です。ただし、特別児童扶養手当の申請に際して、療育手帳(○A・A)をお持ちであれば診断書の提出は省略できます。 障害基礎年金・特別児童扶養手当の手続きについてはお住ま いの市町の各制度の担当窓口にご確認ください。

Q 障害基礎年金・特別児童扶養手当・障害児福祉手当の診断書作成のために、療育手帳判定時の知能検査結果を教えてもらえますか。

A 診断書作成のために必要な場合には、療育手帳を判定し

た際の知能検査結果を情報提供できますので、障害福祉相談所に情報提供依頼書を提出してください。お急ぎの方は、事前に電話でご連絡ください。なお、障害福祉相談所では、これらの年金・手当の申請に必要な診断書の作成は行っておりません。

Q 病院や学校で行った知能検査結果に基づいて療育手帳(障害程度)の判定はできませんか。

A 病院や学校で検査を受けている場合であっても、その結果に基づいて判定することはできません。障害福祉相談所であらためて検査を受けていただく必要があります。

Q 他県で既に療育手帳の交付を受けているのですが、香川県に転居した場合にどのような手続きが必要ですか。

A 療育手帳制度は、各県ごとに判定基準・程度区分等が異なりますので、あらためて香川県で療育手帳の交付申請をしていただく必要があります。現在お持ちの療育手帳と印鑑、写真を持って新しく居住する市町の障害福祉担当窓口([市町障](#)

[害福祉担当課一覧](#))で申請してください。その際に、現在お持ちの療育手帳(旧手帳)に新しい住所を記載しますので、新しい療育手帳が交付されるまでお使いください。新しい療育手帳は、(可能な場合には)旧手帳を判定した機関から提供を受けた情報に基づいて、判定・交付します。

Q 療育手帳に第1種、第2種と記載されているのですが、どういう意味ですか。

A 旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引制度上の区分で、第1種、第2種では割引内容が異なります。

Q 外国籍でも療育手帳の交付を受けられますか。

A 在留カード等により居住地が明確で、在留資格が有効な方なら交付申請することができます。一時的な滞在や、不法入国・不法残留の場合は交付の対象外となります。